

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

岩手県知事部局行政組織規則及び岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第1条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～8 [略]</p> <p>(職)</p> <p>第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>職</th><th>職 務</th></tr></thead><tbody><tr><td>本庁</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>国際室</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	職	職 務	本庁	[略]		国際室	[略]		<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>管理担当の分掌事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症対策担当の分掌事務</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>(職)</p> <p>第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>職</th><th>職 務</th></tr></thead><tbody><tr><td>本庁</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>国際室</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>保健福祉企画室</td><td>総括新型コロナウイルス感染症対策監</td><td><u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第10条第2項新型コロナウイルス感染症対策担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。</u></td></tr><tr><td></td><td>新型コロナウイルス感染症対策監</td><td><u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第10条第2項新型コロナウイルス感染症対策担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を</u></td></tr></tbody></table>	区 分	職	職 務	本庁	[略]		国際室	[略]		保健福祉企画室	総括新型コロナウイルス感染症対策監	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第10条第2項新型コロナウイルス感染症対策担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。</u>		新型コロナウイルス感染症対策監	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第10条第2項新型コロナウイルス感染症対策担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を</u>
区 分	職	職 務																							
本庁	[略]																								
国際室	[略]																								
区 分	職	職 務																							
本庁	[略]																								
国際室	[略]																								
保健福祉企画室	総括新型コロナウイルス感染症対策監	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第10条第2項新型コロナウイルス感染症対策担当の分掌事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、当該事務に関し、その職務を代理する。</u>																							
	新型コロナウイルス感染症対策監	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、第10条第2項新型コロナウイルス感染症対策担当の分掌事務についての企画及び立案に参画するとともに、室の事務で特に命ぜられた事項を</u>																							

競馬改革推進室	[略]	
[略]		
[略]		

2～5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長 管理課長
	[略]	
[略]		

		掌理する。
競馬改革推進室	[略]	
[略]		
[略]		

2～5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長 管理課長 <u>新型コロナウイルス感染症対策</u> 担当課長
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

第2条 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			室長	防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特		<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、<u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u>、<u>新型コロナウイルス感染症対策監</u>、競馬改革推進監、県産</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			室長	防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、 <u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u> 、 <u>新型コロナウイルス感染症対策監</u> 、競馬改革推進監、県産	
決裁権者		代決権者																					
	第1順位者	第2順位者																					
[略]																							
室長	防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特																						
決裁権者	代決権者																						
	第1順位者	第2順位者																					
[略]																							
室長	防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、 <u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u> 、 <u>新型コロナウイルス感染症対策監</u> 、競馬改革推進監、県産																						

	命参事、課長、 担当課長若しく は特命課長	
[略]		
国際監	[略]	
競馬改革推進監	[略]	
[略]		

(2) [略]

(室長及び総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(6) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(7) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産

	米戦略監、県産 米生産振興監、 県産米販売推進 監又は当該事務 を担当する特命 参事、課長、担 当課長若しくは 特命課長	
[略]		
国際監	[略]	
総括新型コロナウイルス 感染症対策 監	保健福祉企画室 長があらかじめ 指定する職員	
新型コロナウイルス 感染症対策監	保健福祉企画室 長があらかじめ 指定する職員	
競馬改革推進監	[略]	
[略]		

(2) [略]

(室長及び総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。）。

(1)～(4) [略]

(5) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、総括新型コロナウイルス感染症対策監、新型コロナウイルス感染症対策監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(6) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、総括新型コロナウイルス感染症対策監、新型コロナウイルス感染症対策監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(7) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、総括新型コロナウイルス感染症対策監、新型

<p>振興監及び県産米販売推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) [略]</p>	<p><u>コロナウイルス感染症対策監</u>、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、<u>国際監</u>、<u>総括新型コロナウイルス感染症対策監</u>、<u>新型コロナウイルス感染症対策監</u>、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(20) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和2年4月14日から施行する。